

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	大川筋地区(久保川・勝間・勝間川・鵜ノ江・田出ノ川・高瀬・川登・手洗川・三里)	令和3年3月31日	年月日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	130.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	67.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	24.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.1 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17.87 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

(久保川)

基盤整備未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で水稻や高収益作物(野菜等)の栽培が行われているが、農業をリタイアしたり、農業後継者がいない等の理由で耕作放棄地となっている農地が多い。中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を行っている。大部分が浸水地域であるため、高収益作物の栽培などの効果を求められる基盤整備事業は難しいが、今後の農地利用や集積には、基盤整備事業の実施を模索していく必要がある。今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。

(勝間)

基盤整備未整備の地区であり、耕作放棄地となっている農地が多い。中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の制度利用で一定の農地の維持管理を行っている。水稻については担い手となる経営体、畑については、里芋の栽培をする経営体も存在し、果樹(ぶしづかん等)の栽培を行うなど、耕作条件の良い一定の農地については、利用と集積の目途はある。しかし、担い手となる経営体は少数で、今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。また浸水被害が頻繁に発生する地域であり、耕作条件の改善を図る必要がある。

(勝間川)

基盤整備未整備の地区であり、耕作放棄地となっている農地が多い。中山間地域等直接支払交付金の取り組みも継続とならず、多面的機能支払交付金のみを活用し、一定の農地の維持管理を行っているものの事業継続が出来なければ、農地が荒廃していく恐れがある。果樹農家を中心とした担い手がいるものの、今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。

(鵜ノ江)

基盤整備未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で水稻や高収益作物(野菜等)の栽培が行われているが、農業をリタイアしたり、農業後継者がいない等の理由で耕作放棄地となっている農地が多い。地区出身者で市外から通って営農している人が1名おり、地区の農地を5割以上耕作し、兼業で水稻を行っている経営体も存在する。一定の農地維持等は、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持管理を行っている。大川筋地区の中では、浸水の割合も低く、比較的基盤整備事業の可能性がある地区となっている。今後、地域の担い手として、集落営農組織の設立し、基盤整備事業の実施を模索していく必要がある。

(田出ノ川)

基盤整備未整備の区域であり、水稻が中心となっている。中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金も活用し、農地の維持管理を行っている。耕作を続けるため、基盤整備をしたいが、受益者がまとまらず、実施には至っていない。また、法面や水路等の管理も負担となっている。今後の農地利用や集積には、受益者の同意を得ることで、基盤整備事業の実施を模索していく必要がある。今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。

(高瀬)

基盤整備が未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で水稻や高収益作物(野菜等)の栽培が行われているが耕作放棄地となっている農地が多い。中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地の維持管理を行っているが、協定メンバーは減少傾向にあり、維持する農地の減少も見込まれる。今後の農地利用や集積には、基盤整備事業の実施を模索していく必要がある。今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。

(川登)

基盤整備未整備の集落であり、耕作条件の良い一部で小規模な水稻や露地園芸が行われているが、耕作放棄地となっている農地が多い。中山間地域等直接支払交付金を活用し一定の農地の維持管理を行っているが、中山間地域等直接支払制度の取り組みも見通しが悪く、今後、農地の荒廃が懸念されている。大部分が浸水地域であるため、高収益作物の栽培などの効果を求められる基盤整備事業は難しいが、今後の農地利用や集積には、基盤整備事業の実施を模索していく必要がある。今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。

(手洗川)

基盤整備未整備の区域であり、耕作条件の良い一部で小規模な水稻や施設園芸等が行われているが、耕作放棄地となっている農地が多い。多面的機能支払交付金で一定の農地保全を行っているものの、中山間地域等直接支払交付金の取り組みも継続とならず、今後、農地の荒廃が懸念されている。大部分が浸水地域であるため、高収益作物の栽培などの効果を求められる基盤整備事業は難しいが、今後の農地利用や集積には、基盤整備事業の実施を模索していく必要がある。今後、農地の集積などを担う経営体は十分でない状況となっている。

(三里)

基盤整備済の農地が大部分となっており、中心経営体による農地の集積が進んでいる。令和2年度からも継続して中山間地域等直接支払交付金を活用した農地の維持管理を行うこととなり、多面的機能支払交付金と合わせて、今後20年程度の農地集積と維持管理は目処が立っている。集落営農法人が設立され、農地の大部分は法人へ集積されるが、このほかにも地区内の担い手農家が存在する。高齢化等によるリタイヤ者の受け皿として、新規就農者を呼び込むなどする必要性も認められる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(久保川)

地域内には、一定規模で水稻栽培をしている経営体は存在するものの、今後の農地集積を担える経営体がおらず、農業リタイヤ者の農地の集積を担えることにはなっていない。条件の良い農地については中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金で維持管理等は行っているが、取り組み面積の減少も懸念される。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要があり、単独または広域的に行う方法も選択肢となる。浸水地域が多く、ハードルはあるものの、基盤整備事業を視野に入れ、効率的な営農ができる環境整備を促進する。

(勝間)

現在は地域内に担い手農業者、また地域外からの入り作をしている農業者もいる。将来的には地域内での集落営農による農地集積等も視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う方法も選択肢となる。また、地域に「集落活動センター」の設立が検討されており、センターとの連携も模索していく。また、水路、狭地改善などの耕作条件の改善を図り、担い手が農地利用・集積を行える環境整備を図っていく。

(勝間川)

地域内に担い手農業者はいるものの将来的な見通しは厳しい。地域外からの入り作をしている農業者もいるが、現在耕作している農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、地域内での集落営農による農地集積等も視野に入れる必要もあり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。

(鵜ノ江)

地域内に農地集積を担える経営体がないが、地区出身者で市外から通って営農している人がおり、その方に55%集積・集約されている。また、兼業での経営体もいることから、兼業者の退職後は、今後も一定はこれらの担い手に集積されることが想定される。しかし、耕作条件の悪い農地では、農地の利用や集積にも限界があるため、地域内での集落営農組織を立ち上げるとともに、基盤整備事業を視野に入れ、効率的な営農ができる環境整備を図っていく。

(田出ノ川)

地域内には施設園芸の経営体など一定の担い手が存在するものの、農業リタイヤ者の農地の集積を担えることにはなっていない。今後10年程度は、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金で維持管理等は目途がたっているが、後継者等は現時点では目途がたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要があり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。浸水地域が多く、ハードルはあるものの、基盤整備事業を視野に入れ、効率的な営農ができる環境整備を図っていく。

(高瀬)

地域内に農地集積を担える経営体がおらず、中山間地域等直接支払交付金(集落協定)の農用地面積も減少していくっており、農地の集積・集約の目途はたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要があり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。浸水地域が多く、ハードルはあるものの、基盤整備事業を視野に入れ、効率的な営農ができる環境整備を図っていく。

(川登)

集落内に農地集積を担える経営体がおらず、中山間地域等直接支払交付金(集落協定)の農用地面積も減少していくっており、農地の集積・集約の目途はたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要があり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。浸水地域が多く、ハードルはあるものの、基盤整備事業を視野に入れ、効率的な営農ができる環境整備を図っていく。

(手洗川)

地域内に農地集積を担える経営体がおらず、中山間地域等直接支払交付金(集落協定)の取り組みも終了するなど、農用地面積も減少していくっており、農地の集積・集約の目途はたっていない。今後、小規模農家が営農を終了すれば耕作放棄となる可能性が高く、集落営農による農地集積も一定視野に入れる必要があり、単独または広域的に行う最適な方法で対応する。浸水地域が多く、ハードルはあるものの、基盤整備事業を視野に入れ、効率的な営農ができる環境整備を図っていく。

(三里)

農地利用は、基本的に中心経営体が担うほか、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。法人組織による大型機械導入、スマート農業機器導入により、低コスト省力化を目指す。浸水しない農地などにおいては、野菜の栽培も視野に入れて、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であるため、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物や果樹の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。